

議員提案第85号

ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成27年3月20日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

本 関 良 雄

梅 山 修

青 野 寛 一

五十嵐 完 二

風 間 ル ミ 子

加 藤 大 弥

山 際 務

串 田 修 平

小 山 進

水 澤 仁

中 山 均

## ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書

最近、特定の国や民族あるいは人種への差別や憎悪をあおる言動、いわゆるヘイトスピーチが行われ、社会問題化しています。

昨年12月、このヘイトスピーチ問題をめぐる裁判で、最高裁判所は、その言動が人種差別撤廃条約に言う人種差別に該当すると認定するとともに、その行為が表現の自由の範囲を超えているとして差しとめを命じた大阪高裁判決を確定させました。

また、昨年7月、国連自由権規約委員会は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をしました。国連人種差別撤廃委員会も、人種及びマイノリティーへの差別的な表明や暴力に断固として取り組むことや、ヘイトスピーチに対しては適切な手段をとること、そうした行為に責任のある個人、団体を訴追したり、ヘイトスピーチをする政治家、公人に制裁を科すことなどを政府に勧告しています。

国並びに市においては、これまでも外国人に対する差別や偏見をなくす取り組みを重ねてきたものですが、これらの国際的な勧告を重く受けとめ、より踏み込んだ対応に取り組む必要があります。ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもつながりかねません。

そこで本議会は、国会及び政府に対し、表現の自由など、憲法で保障されている基本的人権の擁護を前提に、ヘイトスピーチを含む差別を規制する新たな法整備を速やかに行うことを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日

新潟市議会議長

志田 常佳

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

} あて